

当金庫の自己資本の充実の状況等について

バーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)とは

バーゼルⅡとは、2004年6月にバーゼル銀行監督委員会から最終案が公表された、金融機関の新しい自己資本比率規制のことで、バーゼルⅢは、近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化等を踏まえ、金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目指しています。

バーゼルⅢは3つの柱、すなわち、①最低所要自己資本比率、②金融機関の自己管理と監督上の検証、③市場規律から成り立っています。

■「第一の柱(最低所要自己資本比率)」

第一の柱では最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測を旧規制より精緻化するという点が最も大きな特徴です。具体的には信用リスク(貸倒れのリスク)の計測の精緻化に加え、オペレーショナル・リスク(事務事故や不正行為等により金融機関が損失を被るリスク)の計測が新たに自己資本比率の算定に導入されました。

■「第二の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)」

バーゼルⅢにおいては、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第一の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取組みを期待すること、また当局は、各金融機関が自発的に創意工夫をしたリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められています。

■「第三の柱(市場規律)」

バーゼルⅢにおいては、開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められています。

定性開示目次

I. 単体開示事項

(1)自己資本調達手段の概要	39
(2)自己資本の充実度に関する評価方法の概要	40
(3)信用リスクに関する項目	40
(4)信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	42
(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	43
(6)証券化エクスポージャーに関する事項	43
(7)オペレーショナル・リスクに関する項目	43
(8)銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	44
(9)銀行勘定における金利リスクに関する事項	44

II. 連結開示事項

(1)連結の範囲に関する事項	45
(2)自己資本調達手段の概要	45
(3)連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	45
(4)信用リスクに関する事項	45
(5)信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	45
(6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	45
(7)証券化エクスポージャーに関する事項	45
(8)オペレーショナル・リスクに関する事項	45
(9)銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	45
(10)銀行勘定における金利リスクに関する事項	45

定量開示目次

I. 単体開示事項

(1)自己資本の構成に関する事項	39
(2)自己資本の充実度に関する事項	40
(3)信用リスクに関する事項	41
1.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	41
2.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	41
3.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	42
4.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	42
(4)信用リスク削減手法に関する事項	43
(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	43
(6)証券化エクスポージャーに関する事項	43
(7)銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項	44
(8)銀行勘定における金利リスクに関する事項	45

II. 連結開示事項

(1)自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社(資本控除となる非連結子会社等)のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	45
(2)自己資本の構成に関する事項	46
(3)自己資本の充実度に関する事項	46
(4)信用リスクに関する事項	47
1.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	47
2.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	48
3.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	48
4.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	48
(5)信用リスク削減手法に関する事項	48
(6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	48
(7)証券化エクスポージャーに関する事項	48
(8)銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項	48
(9)銀行勘定における金利リスクに関する事項	48

■自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、主に基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)で構成されています。自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。

自己資本の構成に関する事項 <単体自己資本比率>

(単位:百万円)

項目	平成21年度	平成22年度
(自己資本)		
出資金	706	706
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	706	706
特別積立金	6,142	6,342
次期繰越金	284	203
その他	—	—
処分未済持分(△)	—	—
自己優先出資(△)	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	—
営業権相当額(△)	—	—
のれん相当額(△)	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—
基本的項目(A)	7,838	7,957
土地の再評価価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
一般貸倒引当金	407	392
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額(△)	3	1
補完的項目(B)	403	391
自己資本総額(A)+(B)=(C)	8,242	8,349
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,246	1,246
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	790	790
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つリスク・リップス	—	—
控除項目不算入額(△)	1,246	1,246
控除項目計(D)	—	—
自己資本額(C)-(D)=(E)	8,242	8,349
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス項目)	58,018	56,330
オフ・バランス取引項目	459	442
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,122	5,871
リスク・アセット等計(F)	64,600	62,644
単体Tier1比率(A)/(F)	12.13%	12.70%
単体自己資本比率(E)/(F)	12.75%	13.32%

(注) 1.「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
2.平成21年度および平成22年度については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除していません。なお、「その他有価証券の評価差損」の額(平成21年度:193百万円、平成22年度:169百万円)を控除して計算した場合には、自己資本比率はそれぞれ12.46%、13.05%となります。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率はもちろんのことTier1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中する事無く、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の合計額	58,477	2,339	56,772	2,270
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	52,799	2,111	51,511	2,060
(I) ソブリン向け	962	38	906	36
(II) 金融機関向け	7,334	293	7,042	281
(III) 法人等向け	21,901	876	20,668	826
(IV) 中小企業等・個人向け	14,032	561	14,496	579
(V) 抵当権付住宅ローン	2,475	99	2,281	91
(VI) 不動産取得等事業向け	4,767	190	5,057	202
(VII) 三月以上延滞等	1,325	53	1,058	42
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	6,122	244	5,871	234
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	64,600	2,584	62,644	2,505

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

- 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、国際復興開発銀行、信用保証協会及び農業信用基金協会のことです。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を使用しています。

$$\left\langle \begin{array}{l} \text{オペレーショナル・リスク} \\ \text{(基礎的手法)の算定方法} \end{array} \right\rangle = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する項目

1. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消滅し損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く従業員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、信用リスクの計測にあたっては、予想デフォルト率、予想回収率のデータを整備しており、リスク計量をベースとした統合リスク管理態勢を視野に入れた準備を進めております。一連の信用リスク管理の状況についてはリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定に関する規程」及び「償却・引当金計上に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ◆ 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ◆ 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ◆ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ◆ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)
- ◆ フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

信用リスクに関する事項

1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別>

(単位:百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、クレジット・ローン及び その他のデリバティブ以外のオフ バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 22年度
製造業	6,795	6,770	4,742	4,626	1,904	2,002	—	—	109	117
農業、林業	326	500	326	500	—	—	—	—	1	1
漁業	896	965	896	965	—	—	—	—	67	37
鉱業、採石業、砂利採取業	315	203	206	195	100	—	—	—	—	—
建設業	7,580	7,521	6,604	6,791	975	730	—	—	250	218
電気・ガス・熱供給・水道業	465	1,109	8	7	400	1,045	—	—	—	—
情報通信業	207	40	98	31	100	—	—	—	—	0
運輸業、郵便業	3,454	3,399	2,753	2,491	694	901	—	—	10	22
卸売業、小売業	11,189	11,180	11,014	10,808	100	300	—	—	144	157
金融業、保険業	39,961	45,062	2,228	1,636	14,250	13,107	—	—	240	92
不動産業	9,693	10,002	8,891	9,405	801	597	—	—	404	336
物品賃貸業	293	244	291	242	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2,165	1,614	2,165	1,614	—	—	—	—	818	637
宿泊業	3,530	3,270	3,530	3,270	—	—	—	—	—	—
飲食業	1,220	1,244	1,220	1,244	—	—	—	—	82	55
生活関連サービス業、娯楽業	1,980	1,593	1,976	1,589	—	—	—	—	8	4
教育、学習支援業	146	155	146	155	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	5,233	5,299	5,233	5,299	—	—	—	—	8	8
その他のサービス業	2,022	1,948	1,911	1,836	100	100	—	—	4	14
国・地方公共団体等	62,707	65,802	25,427	24,002	37,280	41,799	—	—	—	—
個人	21,381	21,147	21,381	21,147	—	—	—	—	93	75
その他	7,794	7,397	5	—	—	—	—	—	—	—
合計	189,362	196,474	101,062	97,864	56,709	60,584	—	—	2,243	1,779

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資

信託、その他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産が含まれます。

4. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

<残存期間別(平成21年度)>

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め ないもの	合計
貸出金	28,624	16,842	12,218	8,671	22,496	11,592	100,446
債券	4,858	5,920	10,013	2,624	33,348	—	56,766

<残存期間別(平成22年度)>

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め ないもの	合計
貸出金	26,136	17,542	11,813	8,659	22,588	10,528	97,268
債券	3,350	6,443	6,282	3,719	40,963	—	60,758

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成21年度	281	407	—	281	407
	平成22年度	407	392	—	407	392
個別貸倒引当金	平成21年度	1,572	610	1,039	532	610
	平成22年度	610	450	232	377	450
合計	平成21年度	1,854	1,018	1,039	814	1,018
	平成22年度	1,018	843	232	785	843

3.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
					目的使用		その他							
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度				
製造業	45	30	30	36	15	6	29	23	30	36	9	3		
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
漁業	29	26	26	14	0	13	29	13	26	14	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建設業	95	60	60	53	27	10	67	49	60	53	6	—		
電気、ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
運輸業、郵便業	1	1	1	0	—	—	1	1	1	0	—	—		
卸売業、小売業	309	28	28	30	273	18	35	9	28	30	1	—		
金融業、保険業	476	43	43	35	454	11	21	32	43	35	—	—		
不動産業	398	104	104	86	262	8	136	96	104	86	—	—		
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	182	269	269	150	—	149	182	120	269	150	—	—		
宿泊業	—	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—		
飲食業	6	9	9	9	0	4	6	5	9	9	10	—		
生活関連サービス業、娯楽業	0	1	1	1	—	0	0	0	1	1	11	—		
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
医療、福祉	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	—	—		
その他のサービス業	2	1	1	2	0	—	2	1	1	2	—	—		
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個人	24	28	28	26	4	8	19	19	28	26	0	0		
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
合計	1,572	610	610	450	1,039	232	532	377	610	450	40	3		

(注)1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	合計		格付適用有り		格付適用無し	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
0%	80,743	90,553	—	—	80,743	90,553
10%	8,642	8,892	—	—	8,642	8,892
20%	34,448	33,345	1,202	1,945	33,246	31,399
35%	7,073	6,519	—	—	7,073	6,519
50%	4,986	4,636	3,666	3,557	1,320	1,079
75%	17,459	17,873	—	—	17,459	17,873
100%	32,401	31,068	200	—	32,201	31,068
150%	459	337	—	—	459	337
自己資本控除	—	—	—	—	—	—
合計	186,214	193,226	5,069	5,503	181,145	187,723

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。当金庫が扱う担保には、自庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「貸出業務取扱規程」及び「不動産担保評価要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「貸出業務取扱規程」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認のうえ事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。なお、パーゼルIIで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自庫預金積金、保証として釧路市、釧路町、弟子屈町、白糠町、社団法人しんきん保証基金、その他担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、釧路市、釧路町、弟子屈町、白糠町は政府保証と同様、社団法人しんきん保証基金は法人向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に隔たることなく分散されております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,497	2,557	8,466	11,670	—	—
①ソブリン向け	—	—	4,138	6,538	—	—
②金融機関向け	0	3	—	—	—	—
③法人向け	962	1,074	2,324	2,851	—	—
④中小企業等・個人向け	1,512	1,460	1,990	2,259	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	—	—	0	0	—	—
⑦三月以上延滞等	3	0	3	8	—	—

(注)当金庫は、適格金融担保資産について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスク管理は、ALM上を行った派生商品取引の時価評価額を把握することによって行い、取引相手先の金融機関から入手した時価評価額と検証をし、リスク管理状況を取りまとめ、定期的に常務会に報告しております。信用リスクは派生商品取引先を特定し、カレントエクスポージャー方式により与信限度額を設定し管理しております。以上により市場リスク及び信用リスクについては、当金庫の定める「デリバティブ取引取扱規程」により適切なリスク管理に努めております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度	担保による信用リスク削減手法の効果を実施する前の与信相当額	
	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式	平成21年度	平成22年度
与信相当額の算出に用いる方式				
グロス再構築コストの額	85	174		
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を実施する前の与信相当額を差し引いた額	—	—		
担保の種類別/該当する項目がありません。				
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額/該当する項目がありません。				
信用リスク削減手法の効果を実施するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額/該当する項目がありません。				
①派生商品取引合計	5	5	5	5
(I)外国為替関連取引	—	1	—	1
(II)金利関連取引	—	—	—	—
(III)金関連取引	—	—	—	—
(IV)株式関連取引	5	4	5	4
(V)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(VI)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(VII)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	5	5	5	5

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は証券化取引を行っておりません。

オペレーショナル・リスクに関する項目

1. リスク管理の方針及び手続

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、従業員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しています。当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による常務会・理事会において報告する態勢を整備しております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び時価から一定のストレス幅と各銘柄の感応度によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの適切性をリスク管理委員会が検証・検討し、定期的あるいは必要に応じて、常務会・理事会において報告する態勢を整備しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は、投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「有価証券等運用規程」及び「資産査定事務取扱規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		
						うち益	うち損	
上場株式	平成21年度	—	—	226	226	0	9	9
	平成22年度	—	—	224	210	▲13	4	17
非上場株式等	平成21年度	—	—	92	92	—	—	—
	平成22年度	—	—	93	93	—	—	—
合計	平成21年度	—	—	318	318	0	9	9
	平成22年度	—	—	317	313	▲13	4	17

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		貸借対照表計上額	時価	差額		
				うち益	うち損	
子会社・子法人等株式	平成21年度	10	10	—	—	—
	平成22年度	10	10	—	—	—
関連法人等株式	平成21年度	—	—	—	—	—
	平成22年度	—	—	—	—	—
合計	平成21年度	10	10	—	—	—
	平成22年度	10	10	—	—	—

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

3. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額			株式等償却
		売却益	売却損		
出資等エクスポージャー	平成21年度	247	30	15	—
	平成22年度	468	42	6	—

<訂正とお詫び>

平成21年度の出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額のうち売却益と売却損の金額が相違していたことが判明いたしましたので、訂正してお詫び申し上げます。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

1. リスク管理方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(パーセンタイル値)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度、更には新商品等の導入による影響など、ALM管理システム等により定期的に計測を行い、リスク管理委員会が協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

区分	運用勘定		区分	調達勘定	
	金利リスク量	金利リスク量		金利リスク量	金利リスク量
	平成21年度	平成22年度		平成21年度	平成22年度
貸出金	▲1,370	▲1,198	定期性預金	775	720
有価証券等	▲2,521	▲3,106	要求払預金	755	789
預け金	▲99	▲98	その他	1	0
コールローン等	—	—	調達勘定合計	1,533	1,511
その他	—	—			
運用勘定合計	▲3,991	▲4,403			
銀行勘定の金利リスク	▲2,458	▲2,892			

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99パーセンタイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。

2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。

3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク(2,892百万円) = 運用勘定の金利リスク量(4,403百万円) + 調達勘定の金利リスク量(▲1,511百万円)

2. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手段の概要

金利リスクの前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

◆計測手法

金利ラダー方式

◆コア預金

対象:流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

算定方法:①過去5年の最低残高

②過去5年分の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高

③現残高の50%相当額

以上3つのうち最小の額を上限

満期:5年以内(平均2.5年)

◆金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利期間を有する資産・負債

◆金利ショック幅

99パーセンタイル又は1パーセンタイル値

◆リスク計測の頻度

四半期毎

連結における事業年度の開示事項

連結の範囲に関する事項

1. 連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

当金庫の連結自己資本比率算出上の対象会社は「釧信ビジネス株式会社」です。

「釧信ビジネス株式会社」は、当信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成していません。

2. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容

連結子会社の数 : 1社

主要な連結子会社の名称 : 釧信ビジネス株式会社

主要な業務内容 : 現金・振票等の集配送及び整理保管、機器の操作及び計算事務代行、不動産・不動産の保全の管理ほか

3. 金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称および主要な業務の内容

該当ありません

4. 控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称および主要な業務の内容

該当ありません

5. 連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称および主要な業務の内容

該当ありません

6. 連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要

制限等はありません

連結子会社は親会社である釧路信用金庫に從属する業務を営んでおり、自己資本調達手段の概要等についても当金庫と同じ内容であるため、以下の開示項目については「単体における事業年度の開示事項」(39~45ページ)をご参照ください。

●自己資本調達手段の概要

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

●信用リスクに関する項目

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

●証券化エクスポージャーに関する事項

●オペレーショナル・リスクに関する項目

●出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

●銀行勘定における金利リスクに関する事項

自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社(資本控除となる非連結子会社等)のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額に関しましては、当金庫は、対象となる会社はありません。

自己資本の構成に関する事項(連結自己資本比率)

(単位:百万円)

項目	平成21年度	平成22年度
出資金	706	706
利益剰余金	7,132	7,251
処分未済持分(△)	—	—
自己優先出資(△)	—	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	—
基本的項目(A)	7,838	7,958
土地の再評価価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
一般貸倒引当金	407	392
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額(△)	3	1
補完的項目(B)	403	391
自己資本総額(A)+(B)=(C)	8,242	8,349
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,246	1,246
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	790	790
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額(△)	1,246	1,246
控除項目計(D)	—	—
自己資本額(C)-(D)=(E)	8,242	8,349
資産(オンバランス項目)	58,008	56,302
オフバランス取引項目	459	442
オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額	6,122	5,871
リスク・アセット等計(F)	64,590	62,634
連結Tier1比率(A/F)	12.13%	12.70%
連結自己資本比率(E/F)	12.76%	13.33%

(注)1.「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金庫法告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
2.平成21年度および平成22年度については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金庫法告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除していません。なお、「その他有価証券の評価差損」の額(平成21年度:193百万円、平成22年度:169百万円)を控除して計算した場合には、自己資本比率はそれぞれ12.46%、13.06%となります。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	リスク・アセット		所要自己資本額	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の合計額	58,467	56,762	2,338	2,270
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	52,799	51,511	2,111	2,060
(I)ソブリン向け	962	906	38	36
(II)金融機関向け	7,334	7,042	293	281
(III)法人向け	21,901	20,668	876	826
(IV)中小企業等・個人向け	14,032	14,496	561	579
(V)抵当権付住宅ローン	2,475	2,281	99	91
(VI)不動産取得等事業向け	4,767	5,057	190	202
(VII)三月以上延滞等	1,325	1,058	53	42
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナルリスク	6,122	5,871	244	234
ハ.連結総所要自己資本額(イ+ロ)	64,590	62,634	2,583	2,505

(注)1.所要自己資本額=リスク・アセットの額×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、国際復興開発銀行、信用保証協会及び農業信用基金協会のことです。
4.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5.オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を使用しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6.連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項

1.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高

＜業種別(平成21年度)＞

(単位:百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞エクスポージャー
	貸出金、コミットメントライン及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引		
製造業	6,795	4,742	1,904	—	109
農業、林業	326	326	—	—	1
漁業	896	896	—	—	67
鉱業、採石業、砂利採取業	315	206	100	—	—
建設業	7,580	6,604	975	—	250
電気・ガス・熱供給・水道業	465	8	400	—	—
情報通信業	207	98	100	—	—
運輸業、郵便業	3,454	2,753	694	—	10
卸売業、小売業	11,189	11,014	100	—	144
金融業、保険業	39,961	2,228	14,250	—	240
不動産業	9,693	8,891	801	—	404
物品賃貸業	293	291	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2,165	2,165	—	—	818
宿泊業	3,530	3,530	—	—	—
飲食業	1,220	1,220	—	—	82
生活関連サービス業、娯楽業	1,980	1,976	—	—	8
教育、学習支援業	146	146	—	—	—
医療、福祉	5,233	5,233	—	—	8
その他のサービス業	2,022	1,911	100	—	4
国・地方公共団体等	62,707	25,427	37,280	—	—
個人	21,381	21,381	—	—	93
その他	7,794	5	—	—	—
合計	189,362	101,062	56,709	—	2,243

＜業種別(平成22年度)＞

(単位:百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞エクスポージャー
	貸出金、コミットメントライン及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引		
製造業	6,770	4,626	2,002	—	117
農業、林業	500	500	—	—	1
漁業	965	965	—	—	37
鉱業、採石業、砂利採取業	203	195	—	—	—
建設業	7,521	6,791	730	—	218
電気・ガス・熱供給・水道業	1,109	7	1,045	—	—
情報通信業	40	31	—	—	0
運輸業、郵便業	3,399	2,491	901	—	22
卸売業、小売業	11,180	10,808	300	—	157
金融業、保険業	45,062	1,636	13,107	—	92
不動産業	10,002	9,405	597	—	336
物品賃貸業	244	242	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,614	1,614	—	—	637
宿泊業	3,270	3,270	—	—	—
飲食業	1,244	1,244	—	—	55
生活関連サービス業、娯楽業	1,593	1,589	—	—	4
教育、学習支援業	155	155	—	—	—
医療、福祉	5,299	5,299	—	—	8
その他のサービス業	1,938	1,836	100	—	14
国・地方公共団体等	65,802	24,002	41,799	—	—
個人	21,147	21,147	—	—	75
その他	7,397	—	—	—	—
合計	196,464	97,864	60,584	—	1,779

(注)1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産が含まれます。
4.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成21年度は改定後の日本標準産業分類に準じて区分しております。

＜残存期間別(平成21年度)＞

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定めのないもの	合計
貸出金	28,624	16,842	12,218	8,671	22,496	11,592	100,446
債券	4,858	5,920	10,013	2,624	33,348	—	56,766

＜残存期間別(平成22年度)＞

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定めのないもの	合計
貸出金	26,136	17,542	11,813	8,659	22,588	10,528	97,268
債券	3,350	6,443	6,282	3,719	40,963	—	60,758

2.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、3.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等は、単体における事業年度の開示と同額です(41・42ページをご参照ください)

4.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(平成21年度)

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額		
	合計	格付適用有り	格付適用無し
0%	80,743	—	80,743
10%	8,642	—	8,642
20%	34,448	1,202	33,246
35%	7,073	—	7,073
50%	4,986	3,666	1,320
75%	17,459	—	17,459
100%	32,391	200	32,191
150%	459	—	459
自己資本控除	—	—	—
合計	186,204	5,069	181,135

(平成22年度)

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額		
	合計	格付適用有り	格付適用無し
0%	90,553	—	90,553
10%	8,892	—	8,892
20%	33,345	1,945	31,399
35%	6,519	—	6,519
50%	4,636	3,557	1,079
75%	17,873	—	17,873
100%	31,058	—	31,058
150%	337	—	337
自己資本控除	—	—	—
合計	193,216	5,503	187,713

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2.エクスポージャーは信用リスクが削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

信用リスク削減手法に関する事項／派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項／証券化エクスポージャーに関する事項／銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項／銀行勘定における金利リスクに関する事項については単体における事業年度の開示と同額です(42～45ページをご参照ください)

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

開示項目	掲載頁	開示項目	掲載頁
1 金庫の概況及び組織に関する事項 ①事業の組織 ②理事・監事の氏名及び役職名 ③事務所の名称及び所在地	22 22 24～25	4 金庫の事業の運営に関する事項 ①金融ADR制度への対応 ②リスク管理の態勢 ③コンプライアンスの態勢	5 9 9
2 金庫の主要な事業の内容	16	5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況 (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	27～31
3 金庫の主要な事業に関する事項 (1) 直近の事業年度における事業の概況	2	(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ①破綻先債権に該当する貸出金 ②延滞債権に該当する貸出金 ③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	37
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③当期純利益又は当期純損失 ④出資総額及び出資総口数 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦預金積金残高 ⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高 ⑩単体自己資本比率 ⑪出資に対する配当金 ⑫職員数	2	(3) 自己資本の充実の状況	38～48
(3) 直近の2事業年度における事業の状況 ①主要な業務の状況を示す指標 ア. 業務粗利益及び業務粗利益率 イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘 エ. 受取利息及び支払利息の増減 オ. 総資産経常利益率 カ. 総資産当期純利益率	32～33	(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 ①有価証券 ②金銭の信託 ③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	36 該当しません 該当しません
②預金に関する指標 ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	33	(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	41
③貸出金等に関する指標 ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 エ. 用途別の貸出金残高 オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	33～34	(6) 貸出金償却の額	37
④有価証券に関する指標 ア. 商品有価証券の種類別の平均残高 イ. 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分をいう。)の残存期間別の残高 ウ. 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分をいう。)の平均残高 エ. 預証率の期末値及び期中平均値	35	(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	31
		(8) 財務諸表の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認署名	31

「バーゼル 第3の柱」に基づく開示項目

開示項目	掲載頁
1 単体における事業年度の開示事項 ①定性的な開示事項 ②定量的な開示事項	38～45
2 連結における事業年度の開示事項 ①定性的な開示事項 ②定量的な開示事項	45～48

金融再生法に基づく開示項目

開示項目	掲載頁
金融再生法開示債権	37